

役員報酬規程

（目的）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人多言語センターFACIL（以下「この法人」という。）定款第 12 条に定める役員の役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

（役員報酬）

第2条 役員報酬は、常勤の役員に支給することができる。

（支給額の決定）

第 3 条 役員の報酬は、別表に基づく役員等としての報酬と次項に規定する報酬を支給することができる。

2. 役付役員が職員を兼任する場合は、この法人の就業規則に定められた職員の賃金を参考にして積算し、理事会で決定した金額を役員報酬として支給する。

（支給日）

第4条 報酬の支給日は、この法人の就業規則第26条に準じて支給する。

（補則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において協議し、決定する。

附則

この規程は、2023 年 6 月 1 日から施行する。

別表

役員等の区分	役員の報酬月額
理事長（常勤）	100,000円以内